

非常災害対応マニュアル

運動療育型児童デイサービス

CREDO

はじめに

- ・地震、火災その他の災害に対処するため、ここに対策マニュアルを定める。
- ・当マニュアルは、当事業所の利用者や職員、資産、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

第１に、人命の保護を最優先する。

第２に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第３に、余力がある場合には近隣事業所への協力に当たる。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全職員は、予めこの内容をよく理解しておかなければならない。

想定する災害

【地震】 【火災】 【風水害】 【土砂災害】

１ 施設の立地条件

当事業所は、月が丘３丁目東北銀行月が丘支店の側に位置し、盛岡市立城北小学校の西徒歩１０分の場所に立地している。道路に面しており、周りには商業施設や店舗が多いが、近くには海や大きな川、山もなく比較的安全な地域にある。

２ 災害情報の入手方法

盛岡市災害本部への問い合わせ、ラジオの情報検索、インターネット等メディアを利用する。

３ 災害時の連絡手段

別紙、【災害時下校・連絡等対応マニュアル】による。

4 避難を開始する判断基準

区分	避難を要する事態	必要に応じ避難
判断基準	・施設が倒壊する危険がある ・施設内で火災が発生し初期消火では対応不可能 ・落下や転倒する危険物が多く受傷する恐れがある ・近隣の建物の倒壊や延焼などの危険性がある ・その他施設内に留まることが危険である	・施設内外の被害が少なく施設建物の耐震性に不安がない ・近隣の建物の倒壊または火災の延焼が認められない ・電気水道ガス電話等ライフラインや連絡手段が機能しない

※国や市町村が配信する災害・避難情報で避難勧告等が確認できた場合はすぐに避難を開始する

5 避難場所・連絡先

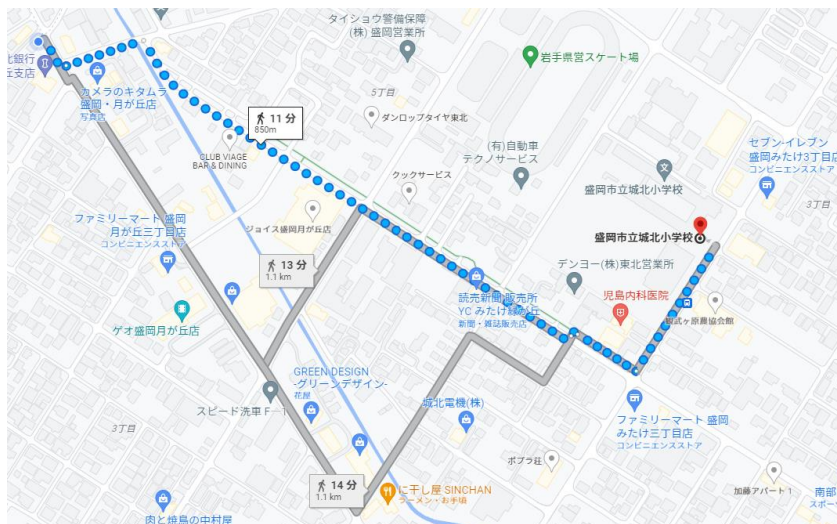
・盛岡市が指定する避難場所

【城北小学校 [TEL:019-641-0187](tel:019-641-0187) 】

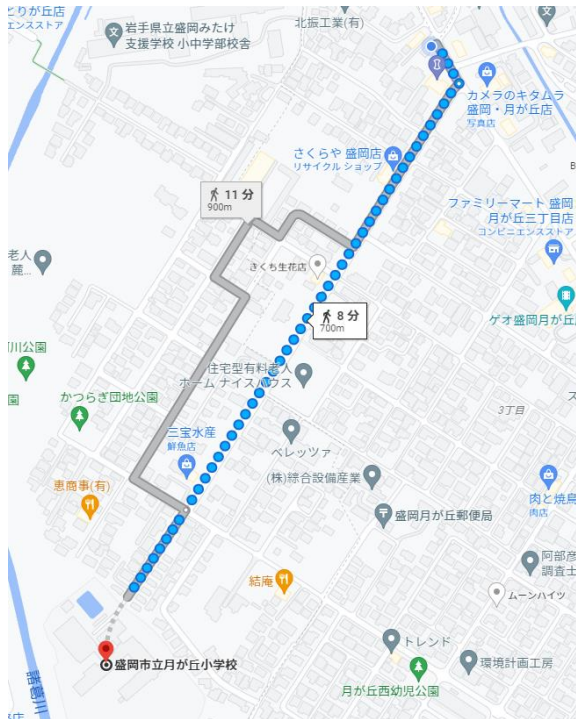
【月が丘学校 [TEL:019-684-3744](tel:019-684-3744) 】

6 避難経路

・城北小学校（所要時間：徒歩 11 分）



・月が丘小学校（所要時間：徒歩8分）



7 避難方法

・徒歩（災害の種類、状況に応じて車両での移動も検討する）

※非常用バッグ、フェイスシート、職員名簿、iPad を持って避難を行う。

8 災害時の組織体制

（1）命令・指揮系統

- ・総括責任者：統括部長
- ・情報収集者：管理者（児童発達支援管理責任者）
- ・安全確認・避難誘導者：児童指導員

【総括責任者の任務】

- ・状況確認
- ・避難行動の意思決定
- ・全体把握と指示
- ・関係機関との連携

【情報収集者の任務】

- ・ 気象、災害情報の入手と総括責任者への報告
- ・ 各指導員への情報共有（ボード等へ情報を随時書き出しておく）
- ・ 保護者への情報対応

【安全確認・避難誘導者の任務】

- ・ 施設や近隣、避難経路の被害状況の確認
- ・ 火元の点検と確認
- ・ 利用者の避難誘導（利用予定表による人員確認）
- ・ 保護者への連絡、引き渡し
- ・ その他、総括責任者の指示によって必要な行動を取る

（２）職員連絡体制

別紙、『職員連絡名簿』、別表『連絡網』参照。

（３）職員の参集

以下の場合、職員は施設に出勤すること。但し、自身と家族の安全確保を優先とする。

- ・ 震度６以上の地震が発生したとき
- ・ 施設の所在地に避難勧告が出されたとき
- ・ その他、施設からの招集があったとき

９ 関係機関の連絡先

事業所所在地の市役所

【盛岡市 保健福祉部 障がい福祉課 事業所係 TEL：019-613-8296 】

盛岡市が指定する避難場所

【城北小学校 TEL：019-641-0187 】

【月が丘小学校 TEL：019-684-3744 】

協力医療機関

【かなざわ内科クリニック TEL：019-647-3057 】

【森田小児科医院 TEL：019-662-3326 】

1 0 避難訓練

- ・非常災害時への対応として、消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施する。
- ・訓練内容は、年度毎に状況に応じて決定する。

1 1 その他

- ・災害発生時は直ちに利用者、職員の所在、安否を確認する。
- ・負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。
- ・施設の破損状況や施設周辺・避難路の危険性について確認を行う。
- ・災害の正確な情報を収集し、また、利用者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにする。
- ・施設が被災した場合には、関係機関、利用者保護者に速やかに連絡をする。
- ・ブレーカーの切断など、二次災害発生の防止措置をとる。
- ・利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。

【地震発生時】

緊急地震速報（警報）発表



安全な場所に集まり待機

- ・利用者・職員の所在の確認を行う。
- ・テーブルの下に頭を隠す等、安全確保行動を取る。
- ・扉、窓を開け、避難通路を確保する。



地震発生（地震発生時の状況に応じて職員の参集）

- ・安全確保行動の継続。
- ・棚、ボードの転倒、窓ガラスの飛散、蛍光灯の落下等に注意する。



情報の収集（被害状況、避難路の安全確認）

- ※ブレーカーやコンセント等の電気系統の確認、火元の確認も行う。
- ※負傷者には応急処置を行い、状況に応じて利用者保護者、医療機関への連絡を行う。



（安全が確認された場合にも余震に注意しながら過ぐす。）

※状況に応じて通常の活動を再開する。



関係機関・利用者保護者への連絡・連携

※利用者保護者への連絡は個別の電話連絡の他、LINE等による一斉連絡を行う。



施設に留まっていた場合は危険な場合、指定避難場所へ避難

【指定避難場所：城北小学校・月が丘小学校】

- ・人員確認、LINEにて保護者に避難先等の一斉連絡。玄関への避難先の張り出し、施錠。
- ・非常用バッグ、フェイスシート、職員名簿、iPadを持って避難を行う。



避難場所へ移動

※道路上の障害物や塀の倒壊、自動販売機の転倒などに注意して移動する。



移動後、連絡・報告、健康観察

・利用者保護者、関係機関等への連絡・報告を行う。

※健康観察は身体的な症状だけでなく、ストレス症状等についても行う。



代表、統括部長、管理者で今後の対応と動きを決定

※市役所等に相談の上、決定する。



利用者の保護者などへの引き渡し

※保護者等と連絡が取れないまま、面識の無い方に引き渡しを行う場合には、フェイスシートにその方の記載があるか確認した上で引き渡しを行う。



確認・報告

・利用者引き渡し後、施設内外の被害状況の確認を行う。

・今後の事業所の動きについて確認を行う。

・被害状況、今後の動きについての報告を行う（代表、関係機関、利用者など）。



利用者、家族の心のケア

※迅速かつ適切な組織的対応を行う。

※集団及び個に応じた支援を行う。

【火災発生時】

火災発生

- ・第一発見者は大きな声で周りに火災が発生したことを伝える。
- ・現場の状況確認を行う。
- ・119番通報を行う。通報者は建物2階、近隣施設、住宅等へ火災の発生を伝える。



利用者は安全な場所にて待機

- ・利用者、職員の所在を確認するとともに負傷者の確認を行う。
- ※施設内での火災は、すぐに事業所前駐車場に移動し待機する。移動の際は、ハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まないように姿勢を低く避難するように伝える。
- その際、非常用バッグ、フェイスシート、職員名簿、iPadを携帯する。

初期消火

※電気火災は感電の心配があるため、ブレーカーを落とし電源を遮断してから消火する。



（施設への延焼の危険が無い場合、初期消火にて消火が確認された場合にも注意しながら過ごす。）

※状況に応じて通常の活動を再開する。



安全な場所に避難

（施設への延焼の危険がある場合、初期消火にて消火できなかった場合）

- ・管理者が避難先を指示する。
 - ・非常用バッグ、フェイスシート、職員名簿、iPadを持って移動する。
- ※出火箇所、出火場所を避け、煙等による被害が出ない経路を選択する。



避難場所へ移動後、連絡・報告、健康観察

- ・状況、避難先等について、利用者保護者、関係機関等への連絡・報告を行う。
- ※利用者保護者への連絡は個別の電話連絡の他、LINE等による一斉連絡を行う。

※健康観察は身体的な症状だけでなく、ストレス症状等についても行う。



代表、統括部長、管理者で今後の対応と動きを決定

※市役所等に相談の上、決定する。



利用者の保護者などへの引き渡し

※施設に戻ることが困難な場合には避難場所にて引き渡しを行う



確認・報告

- ・利用者引き渡し後、施設内外の被害状況の確認
- ・今後の事業所の動きについて確認
- ・被害状況、今後の動きについて報告（代表、関係機関、利用者など）



利用者、家族の心のケア

※迅速かつ適切な組織的対応を行う。

※集団及び個に応じた支援を行う。

【風水害発生時】

基本的に水害の被害に合いやすい地域ではないが、台風等ではどのような状況になるかわからないため、日頃から有事の際の心構えとして職員間で確認しておく。

事前対策

- ・ 風で飛びやすい物は屋外に放置しない。
- ・ 駐車場ポールは強風の日は使用しない。また、夜間は施設内に片付ける。
- ・ 強風時は倒木の危険があるので注意する。
- ・ 豪雨、台風等の気象情報を事前に把握して対策を講じ、被害を最小限に抑える。
- ・ 電線が切断されるなどして停電となる可能性があるので注意する。日没等の停電に備え、懐中電灯を常備しておく。

台風等発生時

- ・ 飛来物により窓ガラス等が割れることがあるので注意する。
- ・ ドア等を開け閉めする際は、強風にあおられて勢いよく開閉し、挟まれたりぶつかったりすることがあるので注意する。
- ・ 電線が切れていた場合、感電の危険があるので、近づかない。
- ・ 増水して一面水面となると、側溝やマンホール等と路面の境界が分かりにくくなり、マンホールの蓋が外れたりすることがあるので、水没した道路上を歩く、または車で走行するときは、マンホールや側溝に落ちないように注意する。
- ・ 強風でドアが開いたり閉まったりしないようにドアは『しっかり』閉める。
- ・ 強風時、営業中であっても、必要であれば玄関扉部分以外のシャッターを閉める。
- ・ 送迎などの戸外行動は必ず気象情報等で安全を確認してから実施する。
- ・ 送迎など戸外行動中は、飛来物に注意する。

※施設の破損や電気、水道等のライフラインが機能しなくなった場合は、直ちに対応を代表、統括部長、管理者で協議し、利用者保護者・関係機関・貸主へ連絡をする。

【土砂災害発生時】

基本的に土砂災害に合いやすい地域ではないが、どのような状況になるか分からないため、日頃から有事の際の心構えとして職員間で確認しておく。

想定される土砂災害

【がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）】の災害

がけ崩れは、急な斜面に雨水がしみ込み脆くなったことにより、突然崩れ落ちる現象である。崩れた土砂は斜面の高さの2～3倍にあたる距離まで届くこともあり、土砂災害のなかでは最も多く発生している。『がけ崩れ』は、逃げる暇がないほどの速いスピードと強い破壊力のために、悲惨な災害につながってしまう傾向がある。

土砂災害における、注意すべき気象に関する情報

気象情報の種類

- ・大雨注意報 ・大雨警報 ・記録的短時間雨量情報
- ・土砂災害警戒情報 ・雨量、水位情報（近傍の観測局のデータをインターネットで確認）

避難に関する情報

・避難準備情報（要援護者避難）情報

一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。

・避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要がある認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為。

- ・避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い

※情報を早めに収集し、適宜安全を確保して素早い避難を行う。